

矢板市キャラクター「ともなりくん」利用の手引き

この利用の手引きでは、皆様に円滑にご利用いただくため、「ともなりくん」の利用に関する基準を例示しています。

1 利用できるイラスト

利用できるイラストは、次の基本イラスト3種類及び展開イラスト35種類です。イラストの形状・色は指定がありますので、新たなデザインの使用については、ご相談ください。

《基本イラスト》



《展開イラスト》







2 キャラクターの利用申請について

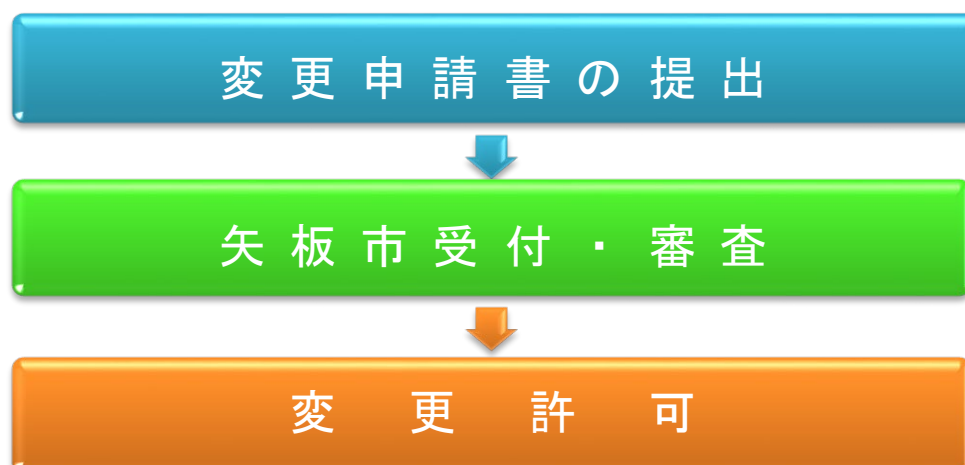
○利用申請

「ともなりくん」の利用については、新聞・テレビ・雑誌等報道機関が報道等を目的に利用する場合を除き、利用申請が必要です。

○申請から利用までの流れ



○利用許可の内容を変更する場合



3 利用許可の基準について

○「ともなりくん」の利用に際して

- ① 「ともなりくん」の著作権・利用権は矢板市に帰属します。そのため「ともなりくん」を利用する場合は、必ず事前に申請し、矢板市の許可を受けてください。
- ② 利用は、以下に定められた基準に従って正しく利用してください。
- ③ 「ともなりくん」に使用する色はCMYKで指定されており、原則として変更はできません。
- ④ 利用する物件の完成見本を、申請時に矢板市に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真や図等確認できるものを提出してください。
- ⑤ 製造物の場合、利用に際しては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示が必要です。

【例】『弊社は、矢板市の許可を受け、「ともなりくん」を利用しております。許可者の矢板市は製造者ではなく、本商品に何らかの責任を負うものではありません。』

○次の場合は、利用を許可しません。

- ① 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ② 市の信用または品位を害するものと認められる場合
- ③ 第三者の利益を害すると認められる場合
- ④ 特定の個人・政党・宗教団体を支援、又は支援するおそれがあると認められる場合
- ⑤ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行うものが利用する及びこれらの者に商品等を販売する場合
- ⑥ キャラクターの利用によって誤認等を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ⑦ キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑧ 立体物で、その表現がキャラクターの立体物として認められない場合
- ⑨ キャラクターの著しい変形など、そのキャラクターの利用が適当でないと認められる場合

○利用禁止例

次のような利用は禁止します。

- ① 縦横比率が変わるなど「ともなりくん」を変形しているもの
- ② 顔の中で目など「ともなりくん」の一部を省略しているもの

○食品への利用について

1 食品への利用の場合は、関係法令による表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示が必要です。

【例】『弊社は、「ともなりくん」を利用しております。許可者の矢板市は製造者ではなく、本商品に何ら責任を負うものではありません。』

2 製造または販売されている食品により人への危害が発生した場合には、次のとおりの措置を執ります。

① 製造事業者の場合

製造されている食品（市が利用を許可した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が許可した食品に係る利用許可（変更許可も含みます。）を、直ちに取消します。

② 販売事業者の場合

市が利用を許可した食品により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が許可した食品に係る利用許可（変更許可も含みます。）を直ちに取消します。

4 利用許可申請の具体的な手続き

1 利用申請書提出

申請は次の書類を各1部提出してください。（メール・FAX可）

- ・利用申請書（様式第1号）
- ・利用する商品等の見本（見本がない場合、写真・図等確認できるもの）
- ・企業・団体等の概要書（パンフレット等）

食品利用する場合は、併せて次の書類を各1部、提出してください。

- ・「製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証（写）」または「市内店舗ごとの業務開始報告書（写）」
- ・「製造または販売する店舗等一覧」（自由様式）

2 矢板市受付・審査

提出された申請書を受け付け、審査を行います。

3 利用許可

矢板市から利用許可書を発行します。

商品等の場合は、完成品を提出してください。電子媒体や完成品の提出が困難な商品等の場合は、利用の状況がわかるもの（プリントしたものや写真など）で提出してください。

許可期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の許可内容（利用品の名称・販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り申請は不要です。期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き利用いただけます。ただし、同じ商品等を追加で製造をする場合には、再度利用申請が必要です。

なお、利用にあたっては下記の点に留意してください。

- ① キャラクターを用いた商品の利用、宣伝または広告に際して、「矢板市キャラクターともなりくん」と、その商品または包装、広告等にできる限り表示してください。
- ② 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、矢板市は一切の責任を負いません。
- ③ 利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

4 画像データ

提供できる画像データは、下記の3種類です。

- ① JPEGファイル ②PNGファイル ③AIファイル

利用許可後、メール等で画像データをお渡しします。

5 利用開始

許可書記載の利用上の遵守事項をよくお読みいただき、正しくご利用ください。

《お問い合わせ先》

担当部署：矢板市秘書広報課

連絡先：TEL：0287-43-3764 FAX：0287-43-2292

MAIL：yaita@city.yaita.tochigi.jp

送付先：〒329-2192 矢板市本町5番4号

矢板市キャラクター「ともなりくん」利用に関するQ&A

Q1：商品に「ともなりくん」を利用したいのですが、利用料は発生しますか？

A1：商品等の販売を目的とした場合を含め、無料で利用いただけます。

Q2：個人が利用する場合であっても、利用申請が必要ですか？

A2：ご家庭等で年賀状等に利用されるような個人的利用の場合、申請は不要です。

Q3：申請書の提出はメールでもいいですか？

A3：メール・FAXでも申請は可能です。

Q4：「ともなりくん」の形状や色を変えてもいいですか？

A4：原則として、基本イラストと展開イラストを指定カラーまたは白黒でご利用ください。形状を変えて利用したい場合は、事前にご相談ください。

Q5：商品への表示とは、どのように行うのですか？

A5：商品等の箱やタグ、包装紙等に「矢板市キャラクター「ともなりくん」と、できる限り表示してください。

Q6：商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが商品・カタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか？

A6：商品の販売手段として作成されるカタログやチラシも、販売商品と一体的なものとみなしますので申請は不要ですが、申請書にカタログ・チラシの原稿等を添付してください。

Q7：チームの応援旗やユニホームに「ともなりくん」を利用することはできますか？

A7：「ともなりくん」が特定のチームや団体等のキャラクターと誤認されるおそれがないよう配慮する必要があるため、利用方法等について事前にご相談ください。

Q8：企業の誘客のための広告看板として「ともなりくん」を利用できますか？

A8：「ともなりくん」が特定企業のキャラクターと誤認されるおそれがないよう配慮する必要があるため、利用方法等について事前にご相談ください。

Q9：商品等に「ともなりくん〇〇〇」など、「ともなりくん」の単語を含んだ名称をつけてもいいですか？

A9：商品等に「ともなりくん」の単語を含んだ名称を付けたい場合は、事前にご相談ください。なお、特定の企業や商品等をイメージさせるような商品名にはご利用いただけません。

Q10：「ともなりくん」を用いた商品自体に、会社名をいれてもいいですか？

A10：商品のタグなどに製造者名や連絡先の表示をする場合を除き、「ともなりくん」が特定企業のキャラクターと誤認される恐れがないよう配慮する必要があるため、利用方法等について事前にご相談ください。

Q11：「ともなりくん」を用いた商品のための台紙や包装袋作成にあたり、注意すべきことはありますか？

A11：商品の製造責任・販売責任を明確にするため、台紙や包装袋に会社名と連絡先（電話番号等）を表示してください。

Q12：A社が製造した商品をB社が販売する場合、申請するのはA社・B社どちらですか？

A12：主体的に「ともなりくん」を利用しようとする会社が申請者です。A社が企画開発し製造した商品をB社に卸すような場合、許可申請者はA社になり、B社が企画開発した商品をA社に製造させるような場合、許可申請者はB社になります。

Q13：「ともなりくん」の日本語表記を英字などに変えて利用してもいいですか。

A13：日本語以外で表記することは可能ですが、商品等の利用方法により日本語表記を併記することを条件とさせていただく場合があります。

Q14：企業内の職員研修用の冊子などの中に、「ともなりくん」を入れて利用することはできますか？

A14：ご利用いただけます。冊子中に「ともなりくん」が矢板市のキャラクターであることがわかるよう「矢板市キャラクター「ともなりくん」」とできる限り掲載してください。

Q15：企業や団体の概要書の中に「ともなりくん」を入れて外部に配布できますか？

A15：ご利用いただけます。矢板市を紹介・PRする写真や記事の中に、矢板市のキャラクターであることがわかるよう「矢板市キャラクター「ともなりくん」」とできる限り表示するなど、特定企業のキャラクターと誤認されるおそれがないよう配慮してください。

Q16：会社の営業のため、「ともなりくん」を入れた名刺を作成して配付することはできますか？

A16：ご利用いただけます。紙面に「ともなりくん」が矢板市のキャラクターであることを表示するなど、特定企業のキャラクターと誤認されるおそれがないよう配慮してください。